

「障害者差別をなくすための研究会」最終報告の概要

背景及び経緯

<背景>

障害者が、偏見や誤解のために、様々な場面で「理不尽な悲しい思い」「暮らしにくさ」を抱えている実態

- ・うつ病の薬を飲んだだけで会社を解雇された
- ・地域の小学校を希望したが養護学校を強要された
- ・レストランへの入店を拒否された

米国など40国以上で差別を禁止する何らかの法制度があるが、**わが国には具体的な制度はない。**

<千葉県の取組み>

千葉県の「**新たな地域福祉像**」(**誰もが ありのままに・その人らしく 地域で暮らす**)を実現するためには、「福祉サービスの充実」に加え、**地域社会の誤解や偏見をとき、差別をなくしていくことが重要。**

差別の多くは、障害者と接点が少ないため、それと気付かずに行われている。このため、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」について、**県民共通の理解やルールを作る**ことが有効

- 「第三次千葉県障害者計画」「千葉県障害者地域生活づくり宣言」(16年7月)において、**千葉県独自の条例づくり**が提案

<作業の経緯>

「差別に当たると思われる事例」募集(16年9月～)
・約800件の事例

「障害者差別をなくすための研究会」設置(17年1月)
・企業・教育・医療・自営業関係者も含む29名の委員により、差別の定義や解消方策について、20回にわたり検討。

・関係団体ヒアリング等を経て、8月に中間報告

県内30か所以上でミニタウンミーティングを実施

条例の全体構造

1 「前文」と「基本理念」

わが国に前例のない取組みであり、県民の意識や文化に働きかけていく要素が大きい
ため、条例の基本的な考え方等について「前文」と「基本理念」で宣言

2 「なくすべき差別」の例示

差別の多くが、それを気付かずに行われている実態を踏まえ、分野ごとに「なくすべき差別」を列挙し、県民の目に明らかにする

福祉: 障害を理由として、本人の意に反して施設生活を強いる

労働: 障害を理由として、採用・労働条件で不利に取扱う、解雇する

教育: 障害を理由として、本人や親の望まない学校への入学を強いる

サービス提供: 障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否 など

* 「必要な合理的な配慮を行う義務」「過重な負担となる場合の適用除外」も規定

3 個別事案を解決するための仕組み

罰則ではなく、第三者が間に入って個別事例に則して自主的に解決を図る。

まず身近な相談窓口(地域相談員、中核地域生活支援センター)で関係者の調整等を図り、より専門的な対応が必要な場合「差別解消委員会」(県に設置)で助言・あっせん

4 社会の仕組みそのものを変えていく取組み

個別の差別行為の背後にある制度や習慣、慣行等について話し合うため、障害のある人、事業者、行政等からなる「推進会議」を設置。関係者が継続的、建設的に知恵を出し合う。

5 頑張っている事業者・団体・人などを応援する仕組み

差別をなくしていくためには、事後解決の仕組みだけでなく、理解を広げていくことが必要。
障害のある人への配慮等に積極的に取り組んでいる人たちを「表彰」「情報提供」で応援

6 その他

条例の施行後も必要に応じて条例の内容を見直していく旨を盛り込む

今後に向けて

1 幅広い県民運動の展開

条例の施行後、条例以外の取組みと併せて、幅広い県民運動を展開することで、1つずつ障害のある人に対する差別をなくしていく姿勢こそが重要。

2 「あらゆる差別のない地域社会」に向けて

障害のある人に対する差別を県民全体で議論し、理解を広げることによって、「あらゆる差別のない地域社会」を実現することが、この取組みのもう一つの大きな意義

3 「地域住民主体の高福祉社会」に向けて

障害分野を超えた「差別をなくす取組み」を通じて、福祉のあり方等を地域住民主体で議論する社会を築く
千葉県からの発信による「誰もが暮らしやすい社会」の実現